

川西市高層建築物等防災計画書

作成要領

令和3年1月

川西市建築指導課

川西市消防本部

目 次

まえがき	3
0 . 高層建築物等防災計画書の作成に関する指導要綱（兵庫県）	4
1 . 対象建築物及び防災計画書の取扱い	6
2 . 防災計画書の仕様及び記載事項等	7
3 . 防災計画書の作成手順	8
4 . 防災計画書作成後の変更等	9
5 . 防災計画書の引継ぎ、活用	9
6 . 防災計画の作成フロー	10
7 . 高層建築物等で防災計画書の作成を指導する対象建築物について（別紙1）	11
.	11
. 別記様式： ~	
. 別添資料：参考防災計画書記載要領（例）	

まえがき

社会の多様なニーズ、建築技術の進展により、高層化、大規模化、複合化した建築物に対して、様々な防災対策が検討され、火災安全対策はもちろん潜在する新たな災害、不測の事態に対する対策も求められるようになりました。

本市ではそういった総合的な見地から、建築物の防災上の安全性の確保を目的とした兵庫県「高層建築物等防災計画書の作成に関する指導要綱」(平成13年8月1日施行)を踏まえた一定以上の高さ、規模をもつ建築物について、防災計画書の作成を指導しています。

高層あるいは大規模の建築物の防災計画は、ただ単に建築基準法、消防法等の法令に適合しているというだけでなく、高齢者、身体障害者等の防災弱者への配慮や建築物の構造形状、利用形態等あらゆる状況を考慮して作成される必要があります。さらに、今後発生が想定される東南海・南海地震等に対しては、特に長周期地震動による揺れに対する防災性能の確保も必要です。

また、防災計画書が建築物の維持保全を含めた管理体制及び防災対策の指針として建築物の所有者、管理者に引き継がれ有効に活用されることが重要です。

防災計画書の作成にあたっては、尊い人命や財産を火災等の災害から守るため、より優れた防災計画が提案され、安全性をどのように確保するかを明確にし、関係者全てが防災計画に対する意義を理解され、より安全で安心な建築物を実現されることを願います。

高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（兵庫県）

高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱

平成13年8月1日

兵 庫 県

（主旨）

建築物の防災上の安全性については、建築基準法及び消防法等の規程により一定の水準の確保が図られているが、高層建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物について安全性を確保するためには、建築物についての最低の基準としての建築基準法に適合するだけでなく、防火、避難、耐火、消火、救助といった建築物に要求される防災性能について総合的に検討し設計するとともに、建築物の使用及び維持管理についても十分配慮することが重要であり、建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするため防災計画書を作成することが必要である。

（目的）

第1条 この要綱は、総合的な防災性能の検討が必要な建築物を規定し、その防災性能を検討するための手続き等を定めることにより、建築物の防災上の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）高層建築物等

高さが31メートルを超える建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物のうち、総合的な防災性能を検討する必要があるとして、特定行政庁が定めたものをいう。

（2）防災計画書

建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするために作成する図書をいう。

（3）建築防災計画評定

計画されている建築物についての防災計画書により、所要の安全性が満たされているか否かを（一財）日本建築センター、（一財）日本建築総合試験所又は特定行政庁の定めた機関が評価することをいう。

（防災計画書の作成等）

第3条 建築主又は設計者は、高層建築物等を建築しようとする場合（増築

しようとする場合においては、建築物が増築後において高層建築物等に該当する場合を含む。) 防災計画書を作成するものとする。

- 2 防災計画書に記載すべき内容は特定行政庁が定めるところによる。
- 3 第1項に該当する建築物のうち特定行政庁が必要として定めたものについては、その防災計画書は建築防災計画評定を受けるものとする。
- 4 建築主又は設計者は、確認申請の前に、第1項及び第3項に定める手続きを行うものとする。

(指導及び助言)

第4条 特定行政庁は建築主又は設計者が作成する防災計画書に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(適用区域)

第5条 この要綱は、神戸市をのぞく兵庫県の区域に適用する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要な細目については特定行政庁が別途定める。

附則

本要綱は、平成13年8月1日から施行する。

1. 対象建築物及び防災計画書の取扱い

本市では兵庫県の高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱に基づき、以下の建築物の計画時には確認申請の前に防災計画書を作成するように指導しています。事前に、建築指導課と対象建築物及び防災計画書の取扱いについて打ち合わせをしてください。

(1) 対象建築物

高さが31メートルを超える建築物

ただし、共同住宅及び当該建築物の用途上利用者が少数のものに限定される場合等、防災上の問題が少ないと建築指導課及び消防本部（以下「関係機関」という。）が認める場合においてはこの限りでない。

高さ31メートル以下の建築物

建築基準法施行令第147条の2(別紙1)に該当する部分を含む建築物及びその他特に防災計画書を作成する必要があると関係機関が認めるもの。

または に該当する建築物の増築、改築等を行う場合

既存部分も含め該当の有無を判断する。ただし、増築部分が別棟とみなせ、防災計画上も既存部分から明確に分離されている場合は、増築部分についてののみ該当の有無等を関係機関が判断する。

また、すでに防災計画書を作成済みである建築物の増築、改築等を行う場合は、建築物の計画が大幅に変更された場合又は防災計画上重大な変更があった場合を除き、再度、防災計画書を作成することは不要とする。なお、この場合4(3)に規定する報告書等を提出すること。

(2) 防災計画書の取扱い(高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱第3条第3項に定める建築防災評定を受けるもの)

上記対象建築物については、市において防災計画書の作成指導を受けた後、(一財)日本建築センター又は(一財)日本建築総合試験所等(以下、共に「評定機関」という。)の建築防災計画評定を受けるものとします。

高さの算定は、建築基準法施行令第2条第1項第6号によります。

計画通知に係る建築物についても、建築確認による場合と同様に防災計画書の作成指導を行います。

(一財)日本建築センター(大阪事務所)連絡先

TEL 06-6264-7731

(一財)日本建築総合試験所連絡先

TEL 06-6966-7565

2. 防災計画書の仕様及び記載項目等

(1) 防災計画書の仕様

A4版、見開き製本としてください。

ただし、指導会議に提出する素案については、A3版、片とじ製本でもかまいません。

ワープロ、タイプで文書、文字を記載してください。

ただし、読みやすく書かれたものであれば、手書きでも結構です。

図面は、実施設計図書等をそのまま縮小したものではなく、必要に応じ適宜着色するなどにより、防災計画書の主旨に即した判りやすいものとしてください。

なお、縮小図面を使用する場合は、字句などが鮮明であること、不必要な細かい数値が記入されていないこと等に留意してください。

事前協議、指導会議に提出する時の計画書は青焼きも可としますが、最終提出時には白焼き（カラーコピーを含む）としてください。

防災計画評定を受ける場合は、別途各評定機関の指示によってください。

(2) 防災計画書の記載事項

防災計画書の記載事項は、「防災計画書記載要領」（別途資料参照）に示す事項としてください。

(3) 防災計画書の内容

防災計画書の内容は、「新・建築防災計画指針」（一財）日本建築センター発行）を参考にして作成してください。

なお、建築防災評定を受けようとする場合は、建築防災評定機関の作成要領等に基づき作成してください。

3. 防災計画書の作成手順

防災計画書の作成は、確認申請(計画通知)の提出前に以下の手順で行ってください。

また、実施設計の手戻りを避けるためにも、基本計画の段階での打合わせが必要ですので、防災計画書の作成期間はおおむね5箇月とお考えください。(評定機関の評定を受ける期間：おおむね1か月半~2か月)

(1) 事前協議

事前に、関係機関と基本的事項及び防災計画書の取り扱いについて打ち合わせをしてください。

(2) 事前審査

防災計画書の(案)を4部作成の上、建築指導課に2部及び消防本部に2部提出して指導を受けてください。

協議した事項に基づいて、防災計画書(案)を修正してください。また、協議経過報告書(別記様式)をまとめてください。

(3) 指導会議(川西市建築防災協議会)

指導会議では防災計画書(案)6部を作成し、計画概要を説明していただき、関係機関で協議を行い、指導事項をお伝えします。

指導事項については、回答あるいは処置を検討の上、協議経過報告書(別記様式)にまとめた上、関係機関と調整してください。

(4) 防災計画書の提出

防災計画書(最終版)に協議経過報告書を添付のうえ、3部提出してください。同時に建築防災計画報告書(別記様式)を正副2通作成のうえ、防災計画書のうち2部に添付してください。

(5) 副本の交付

防災計画書(最終版)も内容を確認のうえ、1部を副本として交付します。

(6) 建築防災計画評定機関への評定申込

建築防災計画評定機関への評定申込は、各機関の申込要領に基づいてお申込みください。なお、建築防災計画評定機関へは、指導会議終了後、その結果に基づいて修正した内容の防災計画書を提出するものとします。

また、建築防災計画評定機関への申込に必要な経由印等は、建築指導課で受付印を押印しますので、申込書等の原本を機関へ申し込む1週間前までに建築指導課に提出してください。

事前協議、事前審査については、あらかじめ電話連絡のうえ、打合わせ日時を予約してください。

なお、指導会議の1週間前までに防災計画書(案)の修正を終えてください。

4 . 防災計画書作成後の変更等

- (1) 防災計画書の作成指導あるいは評定を受けた後、確認申請時、施工時等に変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して指示に従ってください。

その際、次の図書を提出してください。

変更箇所一覧表（変更理由も明記すること。）

防災計画書における変更部分の図書(新旧対照表等により判りやすくすること。)

- (2) 次のような場合には、新たに防災指導を受け直す必要があります。

なお、防災計画書は完了検査に先立ち提出してください。

建築物の計画が大幅に変更された場合

防災計画上重大な変更があった場合

- (3) 建物完成後に防災計画書の内容に変更が生じる工事（建築物の計画が大幅に変更された場合又は防災計画上重大な変更があった場合を除く。）を行う場合は、以下の書類を関係機関に提出し、協議を行ってください。

建築防災計画変更等報告書（別記様式 ）

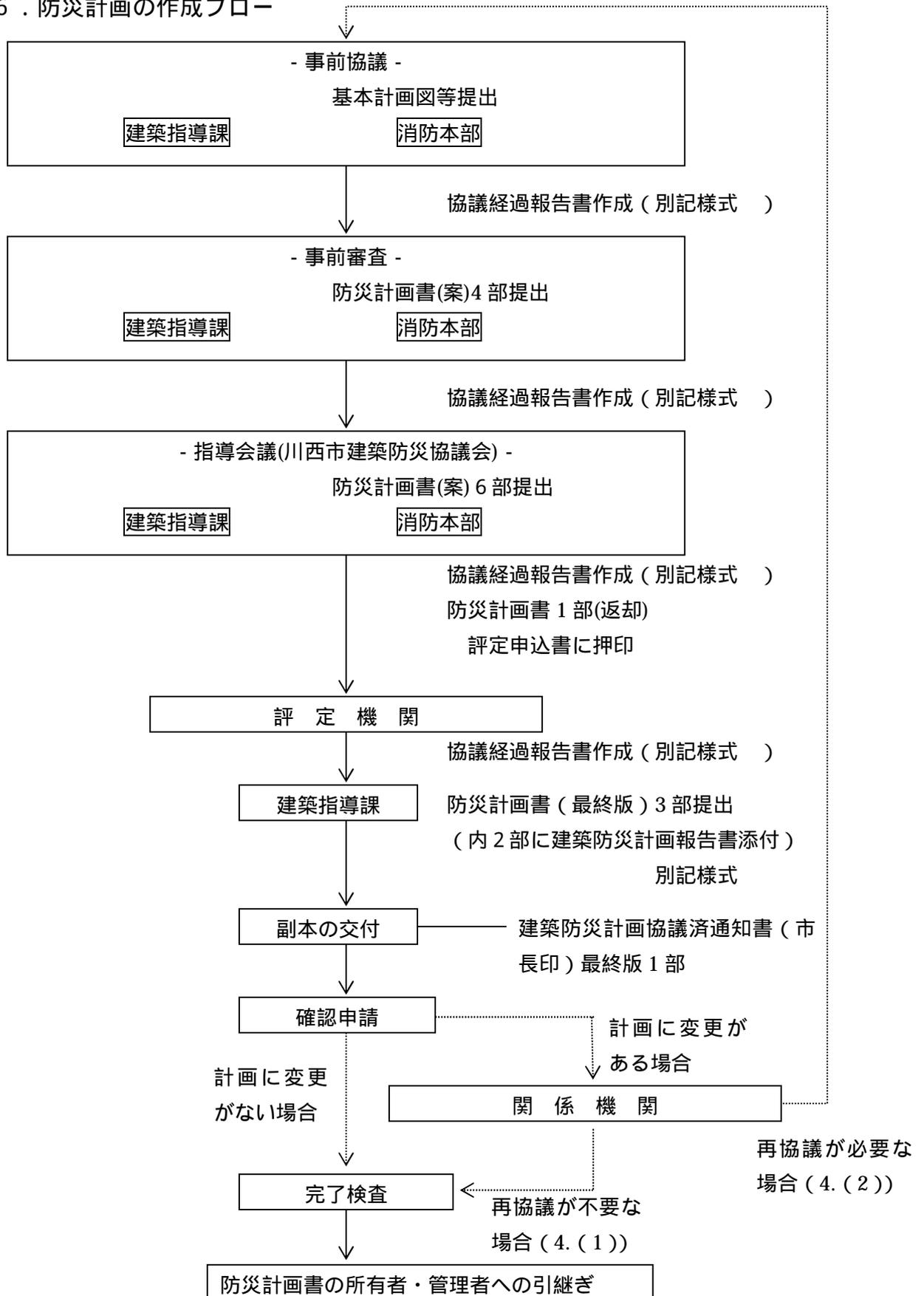
防災計画書における変更等部分の図書(新旧対照表等により判りやすくすること。)

5 . 防災計画書の引継ぎ、活用

防災計画書は、ただ単に作成指導を受けたというものではなく、建物が完成した後建物の所有者、管理者に引き継がれ、保存され活用されて初めてその効力を十分に発揮するものといえます。

そのため、本市では建築防災計画協議済通知書（別記様式 ）で通知するとともに防災計画書の 1 部を交付することになっています。建築物が当初の防災性能を維持し続け、また警報、避難、消火等の防災体制が揺るぎ無いものであり続けるためには、防災計画書がその要となり、十分に活用されることが必要です。

6. 防災計画の作成フロー



7. 高層建築物等で防災計画書の作成を指導する対象建築物について
対象建築物

(1) 高さが31mを超える建築物

(ただし、共同住宅及び当該建築物の用途上利用者が少数のものに限定される場合等、防災上の問題が少ないと建築指導課及び消防本部(以下「関係機関」という。)が認める場合においてはこの限りでない。)

(2) 高さが31m以下の建築物で、下記の該当するもの

百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗 展示場	3階以上の階、又は地階の当該用途部分の 床面積の合計 > 1,500m ²
病院 診療所 (患者の収容施設のあるもの) 児童福祉施設等 (令第19条第1項)	5階以上の階の当該用途部分の 床面積の合計 > 1,500m ²
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	5階以上の階、 又は地階の当該用途部分の 床面積の合計 > 2,000m ²
ホテル 旅館	
キャバレー カフェ ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 公衆浴場 待合 料理店 飲食店	
上記	
地下工作物内の建築物	居室の床面積の合計 > 1,500m ²

(3)(1) 又は、(2) に該当する建築物の増築、改築を行う場合

・既存部分も含めて該当の有無を判断する。

ただし、増築部分が別棟とみなせ、防災計画上も既存部分から明確に分離されている場合は、増築部分のみについて該当の有無を判断。

建築防災計画報告書

様

建築主 ()

()法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代理人)が手書き

しない場合は、記名押印してください。

TEL

下記について建築防災計画書を作成しましたので、報告します。

記

建築計画名称		
設計者住所氏名		TEL
建築場所		川西市
用途	主要用途	
	延べ面積	m ²
規模	階数	地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階
	高さ	m
建築防災計画評定		年 月 日 機関名 番号
* 建築確認		年 月 日 第
* 受付簿		

* 印のある欄は記入しないでください。

別記様式

年 月 日

建築防災計画協議済通知書

(建築主)

様

川西市長

下記について防災協議を終了し、建築防災計画書を受付しましたので、通知します。

記

建築計画名称			
設計者住所氏名	TEL		
建築場所	川西市		
用途	主要用途		
	延べ面積	㎡	
規模	階数	地上	階/地下 階/塔屋 階
	高さ	m	
* 受付簿	* 特記事項欄		

* 印のある欄は記入しないでください。

別記様式

協議経過報告書

計画名称		日 時	
協議機関		打合場所	
備考欄	提出資料等		
指 摘 及 び 検 討 事 項	回 答 及 び 処 理	ペ ー ジ	

別記様式

協議経過報告書

指摘及び検討事項	回答及び処理	ページ

(参考)

防災計画書記載要領

～ 防災計画書作成にあたっての注意事項～

A 4 版、見開き製本としてください。

ただし、指導会議に提出する素案については、A 3 版、片とじ製本でもかまいません。

ワープロ、タイプで文書、文字を記載してください。

ただし、読みやすく書かれたものであれば、手書きでも結構です。

図面は、実施設計図書等をそのまま縮小したものではなく、必要に応じ適宜着色するなどにより、防災計画書の主旨に即した判りやすいものとしてください。

なお、縮小図面を使用する場合は、字句などが鮮明であること、不必要な細かい数値が記入されていないこと等に留意してください。

事前協議、指導会議に提出する時の計画書は青焼きも可としますが、最終提出時には白焼き（カラーコピーを含む）としてください。

防災計画評定を受ける場合は、別途各評定機関の指示によってください。

(参考)

〔背表紙〕

〔表紙〕

計
画
名
称

計 画 名 称

(主 要 用 途)

防 災 計 画 書

平
成
年
月

設 建
計 築
者 主

委員会の開催された年月日を記入

年 月

建築主： 住所
氏名

設計者： 住所
氏名

目 次

- 1 . 建築物の概要
- 2 . 防災計画基本方針
- 3 . 火災の発見、通報及び避難誘導
- 4 . 避難計画
- 5 . 排煙及び消防活動
- (6 . 長周期地震動対策)
- 6 . (7 .) 管理・運営
- 7 . (8 .) 付図
- 8 . (9 .) その他

() 書きは高さが60mを超える建築物に限る。

1. 建築物の概要

1.1 建築概要

以下の項目について記入する。

- ・ 建築物名称
- ・ 建築場所
- ・ 地域・地区の指定 (用途地域、高度地区、防災地域、指定建ぺい率、指定容積率、その他)
- ・ 主要用途 (共同住宅の場合は分譲・賃貸の別を記入する)
- ・ 工事種別
- ・ 敷地面積
- ・ 建築面積、建ぺい率
- ・ 延べ面積
- ・ 容積対象床面積、容積率
- ・ 階数
- ・ 高さ (軒高、最高の高さ、塔屋を含む最高の高さ、基準階の階高)
- ・ 構造種別
- ・ 駐車、駐輪台数
- ・ 施設規模 (ホテルの客室数、共同住宅の戸数、劇場の客席数、店舗の売場面積)
- ・ 各階別床面積表 (防災センター及び各階の用途も記入する)
(31mラインを表示する)
- ・ その他特記事項 (その他特記事項があれば記入する。設計変更により再評価を受ける場合は、変更内容を簡潔に記述する。)

1.2 付近案内図

方位、敷地境界線、最寄の消防署又は消防出張所の位置と計画地までの消防車での所要時間を明確に記入する。

1.3 建築計画概要

建築物の用途、形状、構成等、全体計画の特徴について、建築物配置図、断面構成図、概念図又は簡単なパース(エスキース或いは模型写真)などを利用し、わかりやすく簡潔に説明する。

また、一団地設計等により同一敷地内で竣工時期が異なるものについては、配置図等に工区・竣工の時期を明確に記入する。

1.4 設備計画概要（一覧表で示す等、できるだけ簡潔に）

電気設備

受変電設備、電気室の位置、非常用電源について記入する。

空調設備

熱源種別、空調方式及び換気方式について記入する。

衛生設備

給水設備、給湯方式及び各種消火用水槽の容量について記入する。

ガス設備

ガスの種類、使用場所（具体的な室名を記入）、ガス設備の安全対策について記入する。

昇降機設備

種類（常用、非常用、福祉対応など）、台数、仕様、非常時（地震時、火災時、停電時）の管制運転の方法について記入する。作動シーケンスに記入する。

2. 防災計画基本方針

2.1 防災計画上の特徴

出火・火災拡大予防、煙の制御、避難及び消火活動等、防災計画上、留意した点について、箇条書きする。

2.2 敷地と道路

建築物等の規模が把握できる概略寸法を記入した配置図又は避難階平面図に以下の内容を図示し、簡単な説明文をつける。なお、配置図には建物等の規模が把握できる概略寸法を示す。

- ・ 外周道路
- ・ 広場
- ・ 避難出口
- ・ 敷地内避難経路
- ・ 消防活動空地及びその進入経路・消防水利
- ・ 防災センター（中央管理室）位置及び進入経路
- ・ 連結送水管、スプリンクラー設備等の送水管の位置
- ・ 非常用エレベーター位置 等

また、隣地の建築物が近接する場合は、その外壁ライン、構造、階数、用途等を記入し、計画建築物の排煙口、排気口と隣地の建築物の開口部との位置関係を示す。

2.3 避難階の位置

避難階を記入する。

避難階が2以上ある場合や低層部の屋上を経由して避難できる場合等は、断面模式図等によりその状況を示す。

2.4 防火区画・防煙区画

異種用途区画、面積区画、層間区画、たて穴区画等の防火区画の設定方針及び防煙区画の設定方針について簡潔に記入する。

また、上階への炎・煙の遮断方法や、カーテンウォール部分、基準階コア回り、自然排煙、吹抜部まわりの区画、防煙垂れ壁等の詳細について、必要に応じ説明図を添付する。

居室と廊下（第1次安全区画）、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段附室（第2次安全区画）と廊下との出入口、及び廊下と階段室の断面詳細図を添付し、高さ関係を明らかにする。

防火区画貫通部の処理方法、各種貫通部配管の材料について簡潔に記入する。

防火区画等で排煙緩和をうける場合、壁シャフトに準ずるスペース以外は告示1436号による。

（高さ3.1m以下の建築物の部分と3.1mを超える部分で扱いが異なることに注意）

アトリウム・ボイド等の区画について、数、底地面積、層数等を記述する。

2.5 安全区画

安全区画及び避難経路の設定方針について簡潔に記入し、平面区画、避難施設、避難動線を示す。

2.6 各階区画図

各階平面図（同一平面の階は基準階としてまとめる）に主要寸法を記入し、防火区画・防災区画・防火上主要な間仕切りの位置（間仕切り壁と垂れ壁とは区別し、不燃間仕切、可動垂れ壁等を明記する）及び防火戸の種別、延焼ライン等を記入する。

区画図は防災計画書中最も重要な図であるため、排煙（機械排煙または自然排煙、告示による排煙緩和の別、ダクト、防火ダンパー、排煙系統など）もこの図に示す。

図面は、適切な縮尺のものとし、凡例等を用いて明確に判読できるものとする。

2.7 防災設備の概要

防災設備システムの概要をフローチャートで示す（防災センターで制御・監視する範囲を示す）。

2.8 防災設備機器一覧表

各階ごとの各種防災設備機器の設置状況を下記の凡例を用いて一覧表に示す。

（凡例）

：法令によらず自主的に設置したもの

- : 法令等により義務設置するもの
- : 特例等により設置緩和されるもの
- : 除外予定のもの

防災センターでの各設備の監視（表示）や操作（制御）の有無を示す。
（各設備についての説明文、位置図及び系統図と不整合のないよう注意）

2.9 内装計画

内装計画の方針について記述し、間仕切材料、主要部分の内装材料及び下地材料を示すと共に、防火性能の程度（不燃、準不燃、難燃など）を一覧表で示す。

2.10 その他

火気使用室の延焼防止対策を記入する。
その他、防災計画上特記すべき事項があれば記入する。

3. 火災の発見、通報及び避難誘導

3.1 自動火災報知設備

感知器の種類、設置範囲、発報の表示の方法及び音響装置や電源について簡潔に記入する。

3.2 消防機関への通報設備

通報設備の種類、設置位置図等について簡潔に記入する。

3.3 非常放送設備

非常放送設備の操作方法・放送範囲等について簡潔に記入する。

3.4 非常電話

非常電話の操作・表示の方法等について簡潔に記入し、平面図にその設置位置を示す。

3.5 非常用の照明装置及び避難誘導灯

灯具の種別やその位置及びその電源について簡潔に記入する。

3.6 避難指令の方法

3.1～3.5の各設備の運用方法、あるいは人による避難指示・誘導の方法等について記入する。

4. 避難計画

4.1 避難計画の概要

避難計画にあたっては、各居室からの避難に支障をきたさないよう、次の事項に注意する。

- ・ 避難上重要な階段の踊り場には段を設けないこと。
- ・ 避難階段の内部に倉庫を設けないこと。

避難対象人数

各階の主要用途、居室床面積、避難対象人員等を一覧表で示す。

避難施設の概要

- ・ 平面図、断面模式図等により、避難のための階段、バルコニーなどの位置、縦動線の概要を説明する。（バルコニーを設置していない場合、その理由を示す。）また、各階段の幅員、踏面、蹴上げ等の寸法についても記す。
- ・ 屋外避難階段はその周囲2mの範囲を、2. 各階区画図に明記する。

4.2 基準階の避難誘導計画

避難経路

平面図に、各居室から階段に至る避難経路とその幅員、開口部（扉等）の幅員、歩行距離及び避難用バルコニー等の避難施設を記入する。

計算の前提条件

各室の収容人数の算出、出火場所と避難方向の想定、その他避難時間計算の前提条件とした事項について記す。

居室避難計画

- ・ 「新・建築防災計画指針（最新版）」に示す方法により、居室避難所要時間及びその許容時間のチェックを行い、各数値及び計算結果を一覧表で示す。
- ・ 居室の床面積が、200m²を超える場合は、避難上最も有効な扉を1カ所使用不能として計算する。
- ・ 親子扉の場合は、フランス落として固定した子扉の幅は有効幅員に算入しない。（避難計画上は親子扉より両開扉の法が望ましい）

各階避難計画

- ・ 原則として各階段のそれぞれについて、廊下避難時間、廊下滞留面積、各階避難時間及び附室等の面積のチェックを行い、各数値及び計算結果を一覧表で示す。

- ・ 階段の幅員よりも階段への流入扉幅が大きい場合、また、複数の扉から同時に階段へ流入する場合などは、扉幅の合計でなく、階段の幅が避難計算の有効幅とする。（このような計画は避難上無理がありできるだけ避けること）
- ・ 屋外階段の場合は、一層下の階まで階段を降りきる時間を階避難完了の時間とする。なお、階段部分での歩行速度（ μ ）は0.5m / secとする。
- ・ 建築物の階ごとに用途、規模等の平面計画が異なる場合は、それぞれの階について避難計画を行う。

5 . 排煙及び消防活動

5 . 1 排煙計画の概要

建築物の主要部分の排煙方式（自然・機械、告示適用・排煙免除）について記入する。また、6.2各設備の作動シーケンスにそれらの作動フローチャートを記入する。

5 . 2 排煙系統説明図

断面模式図等で排煙系統を示す。なお、同図上にダンパーの位置、非常用エレベーター乗降口ロビー及び特別避難階段附室の給気口を明記する。

暖房、駐車場特別避難階段の附室及び非常用エレベーターのロビーは別系統とする。

5 . 3 排煙口位置図

2 . 6各階区画図に排煙口の位置及びダクト経路並びにダンパーの位置を記入する。防災センター、暖房等の天井裏を通過する横引きダクトは耐火被覆を施す。

天井チャンバー方式の場合には、天井裏の梁、空調ダクト、配管等の状況を示す説明図をつける。

5 . 4 非常用進入口位置図

2 . 6各階区画図に非常進入口の位置を記入する。

5 . 5 非常用エレベーター

設置場所、仕様、運転システムについて記入する。

乗降ロビーの面積及び寸法を記入する。また、形状はできるだけ正方形に近いものとし、最短辺でも2.5m以上確保する。

5 . 6 各種消火設備その他

消防法第17条の規定により設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等について、概要、系統説明図及び作動フローチャート等を簡潔に記入する。

配置図及び各階平面図（同一平面の階は基準階としてまとめる）に各設備の位置を記入する。（注）設置される消防用設備等の内容については、所轄消防の指導による。

6. 管理・運営

6.1 防災センター（中央管理室）

防災拠点となる室の名称は、文中では防災センター（中央管理室）とし、監視室、管理入室などまちまちの表現を避ける。

防災センター（中央管理室）の位置、外部からの進入経路及び防災設備の管理方法について簡潔に記入する。なお、防災センター（中央管理室）については、以下の点に注意する。

- ・ 耐火構造の壁・床で区画する。
- ・ 自然排煙とする。
- ・ 可能な限り、出入口は2ヶ所確保し、そのうち1ヶ所は直接外部にでられるか、又はこれに通じる経路に連結させる。

防災センター（中央管理室）における監視体制について、以下の項目を含め、明確に記入する。

- ・ 昼間及び夜間の監視状況（24時間常駐か昼間のみか、人員や対応の方法）
- ・ 管理は自営か、委託か（委託の場合は連絡方法や連絡体制など）
- ・ 別棟に総合監視センター等がある場合は、相互の連携はどのようになっているか

防災監視室における各種設備の監視制御機能を一覧表で示す。

6.2 各設備の作動シーケンス

防災センターにおいて各種設備の管理、制御が行われている場合には、3章・5章の各設備を含め、作動シーケンスをまとめて一覧表で示す。

6.3 維持管理の形態

防災面の維持管理の主体及び防災管理組織について、可能な限り具体的に記入する。特に、所有区分や管理区分が2以上となる場合は、これらを統括した体制を作る。

6.4 維持管理の方法

防災設備の維持管理（点検設備）、避難・消火・通報訓練・火災予防等の方法に対する計画又は方針を記入する。

7. 付図（判読できる範囲でA3版程度に縮小する）

計画書に使用した平面図が、簡略化されていて、細部を見るために必要があると認められる場合は、各階平面図を添付する。

立面図（2面以上）

断面図（2面以上）

矩計図

8. その他

所管消防の防災計画案回答書、意見書などがあれば、その写しを添付する。
その他、特定行政庁が必要と認めたものを添付する。

【高さ 60mを超える建築物における記載事項及び内容】

6. 長周期地震動対策

高さが 60mを超える建築物、いわゆる超高層建築物、の場合は、以下の長周期地震動対策に係る事項及び内容を記載する。（この場合、長周期地震対策を 6 とし、管理運営は 7、付図は 8、その他は 9 と番号を付すこと）

6.1 玄関、階段室のドアの損傷防止対策

ドアの枠が変形し開閉が困難となることが無いようにする対策（耐震型ドアとする、ドアを含む壁に耐震スリットをとるなど）について記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

6.2 エレベーターの閉じ込め対策

P 波感知式地震時管制運転装置の設置について記述する。

6.3 家具等の固定・配置対策

家具、空調室外機等の転倒による人身事故が発生しないように、それらの固定・配置対策について記述する。また、固定・配置対策の実施について建物所有者に周知することについて記述する。

6.4 その他

以下に例示するような特別な配慮をした場合にはその内容、及び災害時における在館者の対応について記述する。

中間階避難設備

備蓄設備

全館逐次避難計画等ソフト対策

緊急地震速報の活用（館内放送設備等）等